

○厚生労働省令第九十二号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の九第四項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達</p>	<p>第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 磁気ディスクの交付その他の方法であつて、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。